

# 「十日町市プレミアム商品券 わくわくクーポン」

## 実施要項&加盟店募集要項

### 1. 目的

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け2年が経過し、今だに先行き不透明な現状で困窮している地域経済の一日も早い回復を願い、地元中小事業者の営業活動の一助としてもらうことを目的とする。

### 2. 発行総額

6億円（内プレミアム分1億円）

### 3. 発行内容

1冊 5,000円（500円券×12枚綴り：6,000円分）を10万冊発行

#### ■プレミアム商品券の構成

- ①中小店・大型店共通券（500円券）：3枚 \*すべての加盟店で使用できる
- ②中小店専用券（500円券）：9枚 \*大型店では使用できない

### 4. 有効期間

令和4年6月17日（金）～ 令和4年11月30日（水）

\*有効期間を過ぎた商品券は無効となります

### 5. 加盟店

十日町市内の小売業、サービス業（飲食業、旅館業、理美容業等）、運輸業、建設業等  
ただし、下記に該当するものは対象外とする

・公序良俗保持の観点から風俗・娯楽業を営む事業者は対象外とする（公金が支出されることから）

### 6. 加盟店換金手数料

中小店：（会議所・商工会の会員） 0% （会議所・商工会の非会員） 3%

大型店：（会議所・商工会の会員） 3% （会議所・商工会の非会員） 6%

#### ■本事業でいう大型店とは、下記の中小企業を超える規模の事業者をいう

\* 中小企業基本法第2条 中小企業者の定義

小 売 業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下の企業

サ ー ビ ス 業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下の企業

建設業、運輸業等：資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業

\*但し、

①大規模小売店舗立地法において、都道府県への届出小売店舗面積が1000㎡以上に該当する中小店の大規模小売店舗は、大型店扱いとする。

②中小企業基本法又は大規模小売店舗立地法の定義で大企業であっても、十日町市に本社が所在する企業は中小店扱いとする。

## 7. 販売について

### ○6月販売

1次販売 販売期間：令和4年6月17日（金）～6月23日（木）

1世帯が購入できる金額を2万円とし、購入時に購入券（市報6月10日号に折込みのプレミアム商品券のお知らせチラシの中に入れる）を提出してもらう。

\* 販売時間は各販売所の営業（開館）時間とする

\* 支所、公民館、商工会、浦田地区交流センターでの土日販売は行わない

2次販売 販売期間：令和4年7月1日（金）～7月7日（木）

1世帯が購入できる上限は1次販売の残数により決定し、購入時に購入券（市報6月10日号に折込みのプレミアム商品券のお知らせチラシの中に入れる）を提出してもらう。

\* 販売時間は各販売所の営業（開館）時間とする

\* 支所、公民館、商工会、浦田地区交流センターでの土日販売は行わない

### ○8月販売

1次販売 販売期間：令和4年8月18日（木）～8月24日（水）

1世帯が購入できる上限は6月販売の残数により決定し、購入時に購入券（市報8月10日号に折込み）を提出してもらう。

\* 販売時間は各販売所の営業（開館）時間とする

\* 支所、公民館、商工会、浦田地区交流センターでの土日販売は行わない

2次販売 販売期間：令和4年9月4日（日）～売り切れまで

1世帯が購入できる上限は1次販売の残数により決定し、購入時に購入券（市報8月10日号に折込みのプレミアム商品券のお知らせチラシの中に入れる）を提出してもらう。

\* 販売時間は各販売所の営業（開館）時間とする

\* 支所、公民館、浦田地区交流センターでの土日販売は行わない

## 8. 販売所

### ①商工会議所・商工会

十日町商工会議所、水沢商工会、川西商工会、中里商工会、松代町商工会、松之山商工会

### ②市役所・公民館

市役所、中条公民館、下条公民館、吉田公民館、水沢公民館

十日町市役所川西支所、十日町市役所中里支所、十日町市役所松代支所、十日町市役所松之山支所

### ③各地区加盟店の中から数店を販売所として依頼する

## 9. 加入申込方法

①加盟店登録申込書兼誓約書に必要事項記入のうえ、**5月16日（月）**までに十日町商工会議所、各商工会にFAX等でお申し込み下さい

②期限までにお申込みいただいたものは、市報6月10日号に折込みのお知らせチラシに掲載します

## 10. 加盟店換金方法

①加盟店は商品券裏面の引換店の欄に店名をご記入ください。（ゴム印でも結構です）

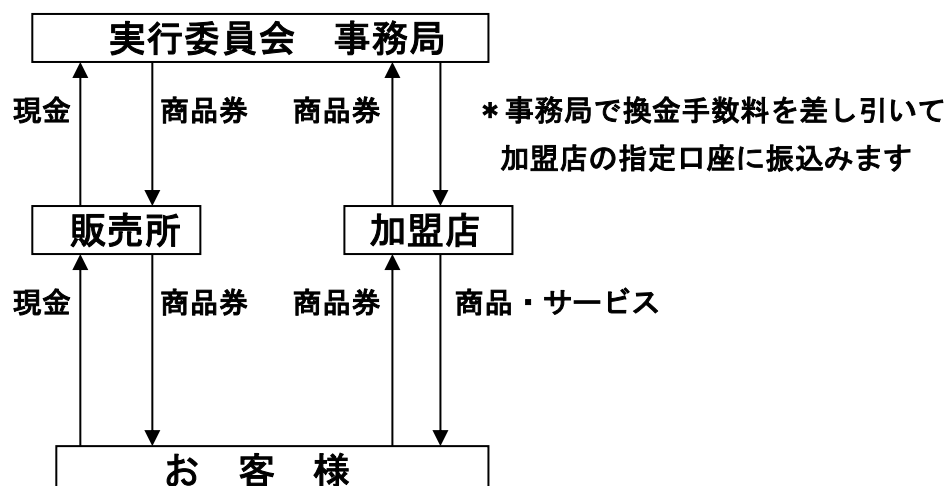
②加盟店は使用された商品券を事務局へご提出ください（土・日・祝日閉館）

③事務局は額面から換金手数料を引いた額を、加盟店指定の口座に2週間以内に振り込みます

④換金期限は**令和4年12月12日（月）**までとなります

\* 期限を過ぎた使用済み商品券の換金は一切できませんのでご注意ください

## [プレミアム商品券事業の発行と回収フロー]



### 11. その他

- ①購入した商品券を加盟店自らの商品仕入等に使用することは禁止します。また直接換金も禁止します
- ②事業活動に伴う支払いには使用できません
- ③十日町市が実施する他の補助事業への使用はできません
- ④1度使用された商品券は、再使用できません
- ⑤利用者から受け取った商品券の盗難、紛失等は、加盟店の責任となりますので、取り扱いには、十分注意してください
- ⑥その他不正使用があった場合は、返還請求等の処置をとります
- ⑦商品券使用時のつり銭は出さないでください
- ⑧新型コロナウイルス感染防止のため、新潟県で進めている「感染防止ピクトグラム」の作成、店頭への掲示にご協力ください
- ⑨1会計で使用できる上限額は10万円です

### 12. PR方法

- ①市報（6月10日号）にチラシを折込みます
- ②加盟店店頭へのポスター掲示（2枚配布）

### 13. 問合せ先

十日町市プレミアム商品券実行委員会

十日町商工会議所 TEL 757-5111 FAX 752-6044

水沢商工会 TEL 758-3035 FAX 758-4004

中里商工会 TEL 763-2868 FAX 763-4188

川西商工会 TEL 768-2176 FAX 768-4301

松代町商工会 TEL 597-2006 FAX 597-2360

松之山商工会 TEL 596-2174 FAX 596-2350